

第 38 回接続委員会 議事概要

日時 平成 28 年 11 月 8 日 (火) 17:00~18:00
場所 総務省 10 階 共用 10 階会議室
参加者 接続委員会 相田主査、酒井主査代理、佐藤委員、関口委員、
高橋委員、山下委員
総務省 巻口電気通信事業部長、竹村事業政策課長、
安東事業政策課調査官、堀内事業政策課市場検証企画官、
藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、
柳迫料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）について
 - 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

○ 酒井委員

資料 29 ページの②について、優先パケットルーティング伝送機能に係るコストの特定とあるが、具体的にどう特定するのか。

○ 事務局

中継ルータ及び伝送路のコストを機能ごとにポート実績トラヒック比によって按分し、本アンバンドル機能に係るコストを特定することになる。

○ 酒井委員

本アンバンドル機能を電話のみに利用しているうちは、トラヒックが少ないため、非優先パケットへの影響は少ない。しかし、データ利用の開始に伴い、トラヒックが増えた場合に、単純にパケット量のみで按分すると、優先パケットと非優先パケットとの間で不公平が生じる可能性がある。そうなった場合に、按分方法を変更する必要も考えられる。

○ 事務局

現行のNGNでは、優先パケットの中でも、最優先と高優先についてはSIPサーバによって帯域を確保しているため、QoS換算係数を適用してその分の費用を上乗せしている。

他方で帯域確保をせずに優先パケットを流す場合については、ご指摘の点も踏まえ、このような優先パケットが非優先パケットに与える影響についても注視しつつ、今後検討してまいりたい。

- 高橋委員
本省令案の附則では、経過措置として接続料の精算方法を定めているが、本経過措置を具体的にいつまで適用するのか。
- 事務局
本アンバンドル機能を利用した新規参入やサービス提供の状況を注視しながら判断することになるが、現時点では、具体的な期間をお示しすることはできない。
本アンバンドル機能は、予測契約数や予測通信量を用いて接続料を算定するため、初期段階においては、接続事業者の言い値になってしまうおそれもあり、適正な接続料が算定できない可能性があることから、公平性に配慮した結果、このような規定を設けている。
- 高橋委員
将来的には、予測と実績の乖離が生じた場合でも精算はしないという形になる可能性はあるのか。
- 事務局
本アンバンドル機能を利用した新規参入やサービスの提供状況を注視しつつ判断する必要があるため、現時点では判断できない。
- 佐藤委員
新しい機能を使うに当たって、将来に向けた相当額の初期投資を行うことになると思うが、初期段階では利用するユーザが少ないため、初期の接続料が割高になる可能性がある。
- 事務局
ご指摘の懸念はある。新機能を利用するに当たって、ユーザ数が増えるほどユーザ当たりのコストが安くなるということは現実的に想定される。新たにサービスを提供する接続事業者に過度の負担とならないように、今後接続約款にメニューが追加される際には、NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者との同等性を確保する観点からも、その適正性をチェックしてまいりたい。
- 山下委員
今回のパブリックコメントは、画期的であると感じた。それは、本アンバンドル機能についての経緯だけでなく、それを踏まえた今後の指針が示され、NTT東日本・西日本からも再意見6で、NGNの更なるオープン化について思い切った意見が示されているからである。総務省においては、今後具体的なアンバンドルの在り方について検証を進めることが必要であると考えている。
アンバンドルを巡っては、現状では国内での争いに終始していると感じるが、今我々が意識すべきはグローバルの競争であると思うので、そういった観点からもアンバンドルについて考えてほしい。
- 相田主査
資料27ページの表について、ベストエフォート型サービスについても総務省に

において技術基準を定めており、一定の品質は担保されている。したがって、品質について、「×」という表記は適切ではないと思うので修正してほしい。

○ 事務局

ご指摘を踏まえて修正させていただく。

○ 佐藤委員

考え方5にあるとおり、今回のアンバンドルの目的を「NGNを活用して多様なサービスを提供する環境を確保しようとするもの」としている点は評価できる。

そのためにも、NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者が、本アンバンドル機能を同等の条件で利用し、サービスレベルでの競争を促進することは重要である。接続協議の在り方については、今回のアンバンドルの経緯を見ても時間がかかりすぎていると思うので、事業者間で円滑な協議を行うルールを検討すべきである。

また、データ系パケットがトラフィックを圧迫するという懸念については、技術的に不可能でない限り、設備の増設等により対応し、それに係るコストの配賦方法等の検討を進めていけばよい。

○ 関口委員

資料27ページについて、11月4日（金）に開催された第21回電話網移行円滑化委員会での議論では、ソフトバンクからは双方向番号ポータビリティについて事業者間での大枠の議論開始時期は2020年頃という意見があったところ、本アンバンドルによってサービスを開始しても、初期段階では、ひかり電話からユーザを獲得するとしても番号を引き継げないということになるが、その点についてはどうなのか。

○ 事務局

本アンバンドル機能の利用は2017年度から想定されており、本来ならば本アンバンドル機能の利用と同時期に番号ポータビリティも実現されていることが望ましいと考える。例えば、光コラボ事業者が本アンバンドル機能を利用してNGN上で0AB-J IP電話サービスを提供する場合に、番号を引き継げないことが、ひかり電話のユーザを転用で獲得する上で障壁となる可能性もあり、配慮が必要となる。

双方向番号ポータビリティの在り方については、現在電話網円滑化委員会での議論や事業者間で協議が進められているところであるが、本アンバンドル機能を利用した0AB-J IP電話サービスにおいては片方向の番号ポータビリティでもひかり電話からのユーザ移行の障壁はクリアされると考える。そのため、双方向番号ポータビリティの導入に向けて時間がかかるようであれば、まずは光IP電話における片方向の番号ポータビリティからでも可能な限り早期に導入することが望まれる。

○ 関口委員

資料19ページのソフトバンクからの再意見5について、この意見は、フリーコールにおける番号ポータビリティを導入するということであれば、双方向の番号ポータビリティが必要ではないか。そうだとすれば、ソフトバンクはなぜここで

はフリーコールに限って述べているのか。

○ 相田主査

フリーコールについては、既に双方向番号ポータビリティは実現しているのではないかと。意見提出者のソフトバンクから何かあるか。

○ ソフトバンク（傍聴席から発言）

フリーコールについて、既に双方向の番号ポータビリティは実現済みだが、今問題となっているのは、0120 番号の割当てについて、その 90%をNTTコミュニケーションズが保有しており、且つその中で使用されていない番号が多いということである。

○ 相田主査

フリーコールにおいては、双方向番号ポータビリティは実現しているが、0120 番号のほとんどをNTTコミュニケーションズが保持しており、他事業者は競争上有利な 0120 番号を利用できないということが問題であるということである。

○ 相田主査

多くのご意見をいただいたが、報告書案の内容について、変更すべきとの意見はなかったと考える。それでは、11月18日（金）開催予定の第75回電気通信事業部会において、本報告書のとおり報告することとする。

以上